

建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の手引き

2026 年(令和 8 年)1 月
中野区都市基盤部建築課

目次

1.	法43条2項二号許可とは	1
2.	許可基準（一括）	1
3.	許可基準（個別）	3
4.	建築に関する許可条件	3
5.	敷地分割の運用基準	5
5	許可までの流れ	6
7	許可申請に必要な図書	7

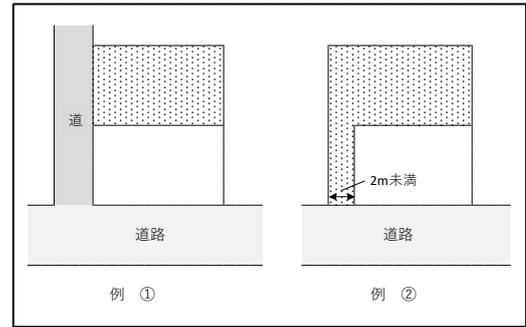
記載例・作成例

1.	許可申請書の記載例	10
2.	許可申請理由書の記載例	14
3.	委任状の記載例	15
4.	道図（または通路協定書）の継承の記載例	16
5.	道図の作図例	17

1. 法43条2項二号許可とは

建築物の敷地は、道路に2m以上接する必要があります。しかし、区内には、①道にしか接していない敷地、②道路に接していても、接道長さが2mに満たない敷地があります。

これらの敷地は、再建築できない敷地ですが、「特定行政庁(中野区)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、建築審査会の同意を得て許可したもの」については、一定条件のもと、新たに建築が可能となります。



用語の定義

- 1)法 : 建築基準法
- 2)令 : 同法施行令
- 3)規則 : 同法施行規則
- 4)道路 : 建築基準法 42 条に規定された道路
- 5)道 : 平成11年5月1日時点で、一般通行の用に供されている道路状空地

2. 許可基準(一括)

許可にあたり、次の基準1～5に該当する敷地は「特定行政庁(中野区)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」として一定条件のもと建築審査会の同意を求めるものとします。

(※防火上・安全上・衛生上の観点から、4. 建築に関する許可条件(P3～)が付加されます。)

基準1

敷地と道路との間に、次の各号の一に該当するものが存在する場合において、避難及び通行上支障がない、道路に有効に接続する幅員2m以上の通路が確保されている敷地

- 一 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路(開渠)
- 二 中野区が管理する認定外道路・水路敷等
- 三 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地

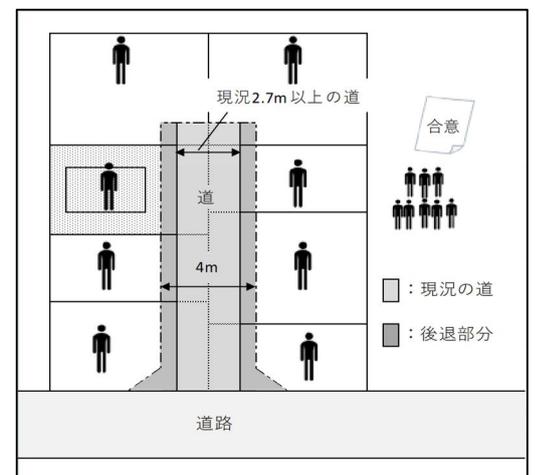
基準2

道路に有効に接続する幅員4m以上の公有地等の道に、2m以上接する敷地

基準3

道路に有効に接続する幅員2.7m以上の道が確保され、その道に2m以上接する敷地で、次の各号に該当するもの

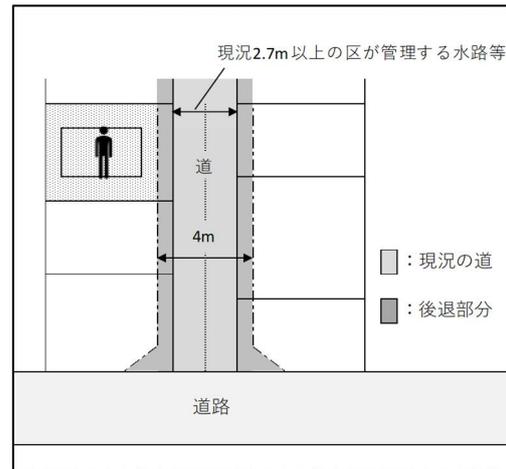
- 一 道の中心線から水平距離2mの線(現況幅員4m以上の道にあっては、現況幅員)を道の境界線とし、道の部分に関して所有権、地上権又は借地権を有する者全員の承諾が得られたもの
- 二 現況の道の部分及び申請敷地に係る道となる部分について、不動産登記法上分筆し、地目が公衆用道路として登記されたもの
- 三 計画建築物は専用住宅又は二戸長屋で、地上2階以下で、かつ、地階を有しないもの



基準 4

基準3(第一号に該当するものは基準3第一号を除く)に該当し、かつ、次の各号の一に該当する道に接する敷地で、道の中心線から水平距離2mの線(現況幅員4m以上の道にあっては、現況幅員)を道の境界線とするもの

- 一 中野区が管理する認定外道路・水路敷等の公有地
- 二 通路協定締結済の道
- 三 幅員3.6m以上の道



Memo①

道の関係者間の約束は、締結時期により2種類あります。

①通路協定書(H10まで):現状の「道」を維持するための合意書

②道 図(H11以降) :現状の「道」を維持し、かつ、幅員を4mに広げ、将来、法42条1項五号道路の指定を受けられるように努めるための合意書

注)通路協定書があっても、通路拡幅に関する事項がない場合は、道図に作り直す必要があります。
(→基準4-2)

注)行き止まりの道の場合は、道路から35m以下の計画敷地が対象となります。

Memo②

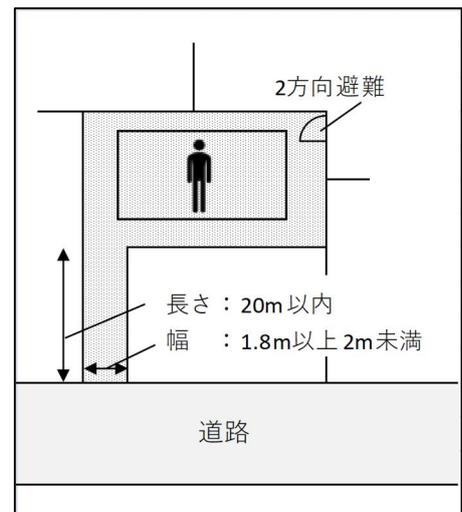
区内には、見かけ上は道路とかわらないものでも、道路ではない道が存在します。

区が管理している水路(暗渠)や、区または個人が管理している通路などです。それらにのみ接する敷地は、必要な後退をし、許可を受ける必要があります。

基準 5

道路に1.8m以上2m未満で接する敷地(路地状部分の長さが20m以下のもの)で、次の各号に該当するもの

- 一 計画建築物は専用住宅で、地上2階以下で、かつ、地階を有しないもの
- 二 計画建築物の外壁面は、隣地境界線から離隔距離を有効50cm以上確保するもの
- 三 計画建築物の防火性能は、準耐火構造又は耐火構造とし、かつ、外壁面の開口部は防火戸とするもの



注)接道長を2m以上にできないか、近接の敷地と調整する必要があります。

注)別途、東京都建築安全条例第3条の認定を受けるが必要となります。

3. 許可基準(個別)

「1 許可基準(一括)」基準1～5各項目のいずれかの規定を満たせない場合は、個別審査となります。必要に応じ条件を付加し、特定行政庁(中野区)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めれば、建築審査会の同意を求めるとします。

4. 建築に関する許可条件

許可基準に加えて、防火上・安全上・衛生上の観点から、以下の条件を満たす必要があります。また、敷地や通路等の状況により必要に応じ別途条件が付加される場合があります。

(1) 基準3～5の建築に関する許可条件

① 建築可能な建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・基準3・4は一戸建ての住宅または二戸長屋 ・基準5は一戸建ての住宅のみ <p>注)下記の敷地については、一戸建ての住宅のみとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積の最低限度を下回る敷地(別途、法第53条の2第1項3号の許可を受ける必要があります。) ・許可申請に際し敷地分割を伴う敷地 ・路地状敷地 								
② 高さ・軒高・階数	<ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さは8メートル以下、最高の軒の高さは7メートル以下 ・階数は地上2階以下で、かつ、地階を有しないこと。 <p>注)敷地面積の最低限度を下回る敷地、許可申請に際し敷地分割を伴う敷地、路地状敷地については、塔屋等を含めて最高の高さを8メートル以下とします。</p>								
③ 隣地境界線との距離	<p>計画建築物の外壁面(バルコニー、出窓、面格子、シャッターボックス、庇、設備機器等を含む)は、隣地境界線(隣地境界線に沿って塀や控壁がある場合は、その塀等の内側)から離隔距離を有効50センチメートル以上確保すること。</p>								
④ 防火性能	<p>法の要求性能より上位の防火性能の建築物とする。</p> <table border="1" data-bbox="528 1391 1353 1664"> <thead> <tr> <th>法の要求性能</th> <th>許可条件の性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火建築物</td> <td>耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>イ準耐*1)・ロ準耐*2)</td> <td>準耐火構造(1時間)または耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>防火構造</td> <td>イ準耐・ロ準耐(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1)法第2条第九号の三イに規定する準耐火構造(45分) *2)法第2条第九号の三口に規定する同号イと同等の構造 *3)令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準 (注)基準5については、ロ準耐は不可。</p>	法の要求性能	許可条件の性能	耐火建築物	耐火建築物	イ準耐*1)・ロ準耐*2)	準耐火構造(1時間)または耐火建築物	防火構造	イ準耐・ロ準耐(注)
法の要求性能	許可条件の性能								
耐火建築物	耐火建築物								
イ準耐*1)・ロ準耐*2)	準耐火構造(1時間)または耐火建築物								
防火構造	イ準耐・ロ準耐(注)								
⑤ 外壁面の開口部	<p>全て防火設備とすること。</p>								
⑥ 容積率・道路斜線に関する「道」の考え方	<p>法第43条第2項適用に係る道は、幅員4メートルの道路があるとみなし、法第52条第2項による容積率の制限の規定ならびに、法第56条第</p>								

	1項第1号及び同第2項による道路斜線制限の規定を準用する。なお、法第56条第6項による道路斜線制限の緩和の規定または法第56条第7項による天空率の規定により、法第56条第1項第1号及び同第2項の規定の準用を緩和・除外することはできない。
⑦ 北側斜線・高度地区に関する「道」の考え方	法第43条第2項適用に係る道は、幅員4メートルの道路があるとみなし、法第56条第1項第3号の規定による北側斜線制限及び法第58条の規定による高度地区(中野区告示)の高さ制限の規定を準用する。
⑧ 建ぺい率緩和の考え方	法第53条第3項第一号及び第6項の規定による、建ぺい率の緩和はすることができない。 (例 準防火地域の準耐火建築物の計画でも+10%緩和は使えない)
⑨ クリアランス	斜線制限等による建築物の高さについては、許容される高さより10センチメートル以上低くして計画すること。
⑩ 計画敷地内の塀	当該塀について、建築基準法施行令第61条、同令第62条の8及び同令第71条第2項の規定を充足すること。なお、計画敷地内に控壁等を設置するときは、控壁等の先端から建築物までの所定の離隔距離を確保すること。

(2) 道として後退する部分の許可条件

①	道として後退する土地に塀、工作物等がある場合は、原則、許可申請前に撤去すること。
②	道として後退する土地は、その道の境界線には境界標(鋳や杭)を設置し位置を明確にするとともに、現況の道の高さ、雨水処理を考慮しアスファルト、コンクリート等により道路状に舗装整備すること。なお、道として後退する土地を中野区へ上地(無償譲渡)する場合には、所管分野との協議 内容により整備すること。
③	道の地盤面又は道として後退する土地と敷地の地盤面に高低差がある場合は、擁壁、土留め等(以下「土留め等」という。)設置すること。また、設置する土留め等の図面(断面図等)を認定及び許可申請書に添付すること。
④	道として後退する土地の地盤面が、その土地が接する道の地盤面より低い場合には、道の地盤面の高さに合わせて盛土を行い、道路状に整備すること。
⑤	建築物又は敷地を造成するための擁壁等は、道内に、又は道に突き出して建築し、又は築造しないこと。
⑥	後退する土地は、避難及び通行の安全上支障がないよう一般の交通の用に供すること。
⑦	道として後退する土地は、敷地面積に算入しないこと。

(2) 基準5のみに追加で適用される建築に関する許可条件

①	二方向避難を確保するため路地状部分以外から隣地への避難経路を確保すること。
②	路地状敷地の場合、建ぺい率、容積率の算定にあたっては、敷地面積から路地状部分の面積の1/2を除外すること。

5. 敷地分割の運用基準

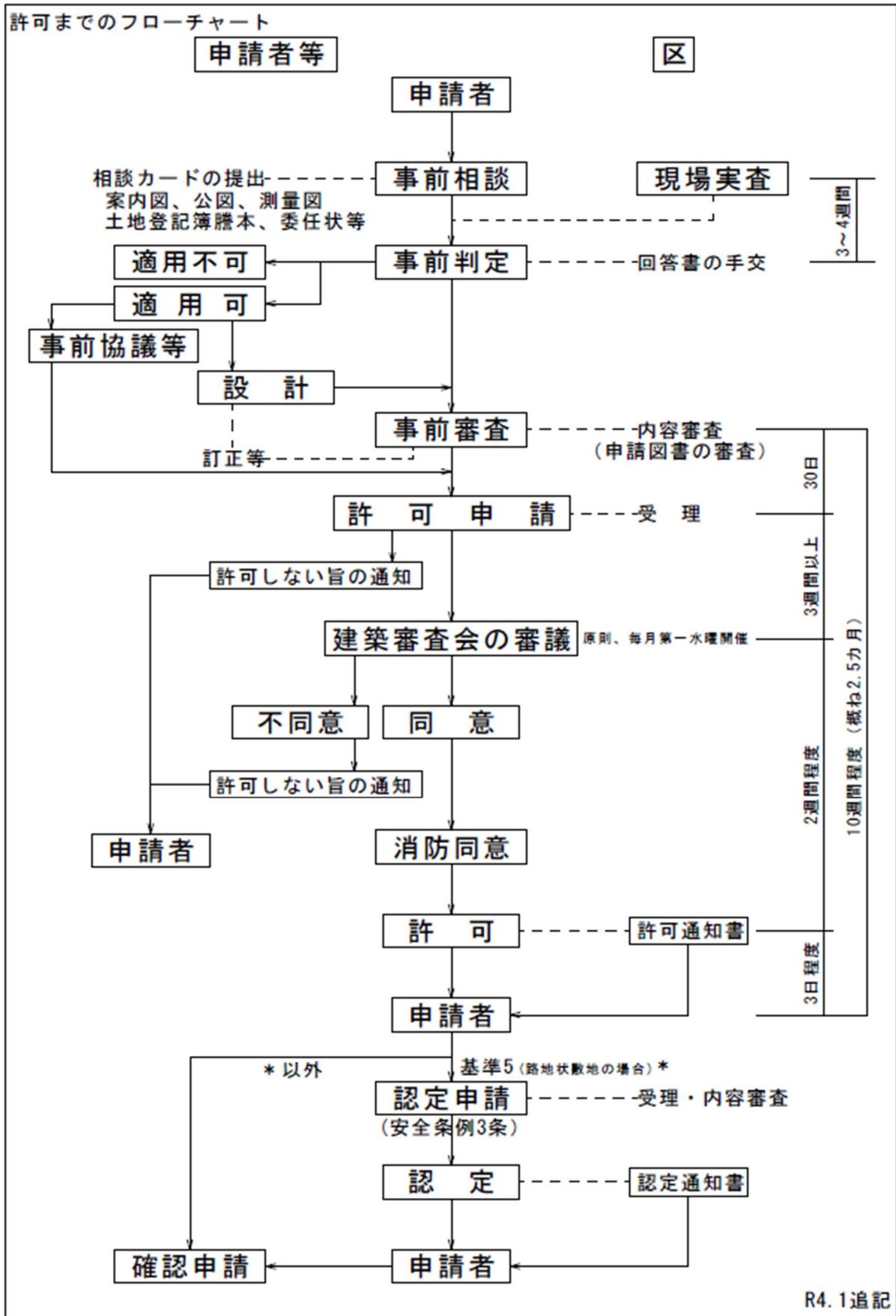
敷地分割に際しては、下表にとおり最低敷地面積を定めています。また、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないか、敷地条件から総合的に判断しますので、必ず事前相談を行ってください。なお下記に該当する敷地分割はできません。

- ・建築基準法の道路に接道している敷地で、分割して新たに無接道敷地を作る計画
- ・行止まりの道に面している敷地
- ・路地状敷地(分割して路地状敷地とする計画も含む)

用途地域	建ぺい率	最低敷地面積
第一種低層住居専用地域	40%	100㎡
	50%	85㎡
第一種・二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	60%	75㎡

6. 許可までの流れ

下図に、許可までの流れを示しています。事前判定から事前審査までの設計期間にもよりますが、事前相談から許可通知まで概ね6か月程度かかります。



(1) 事前相談

許可申請手続きの前に必ず事前相談を行ってください。事前相談に必要な書類は下記のとおりです。

- ① 案内図
- ② 公図
- ③ 土地登記簿謄本
- ④ 測量図
- ⑤ 委任状(土地所有者以外の方が相談する場合)

(2) 回答書の交付(事前判定)

事前相談で提出された書類を元に、特定行政庁(中野区)は、周辺状況を調査します。

周辺状況調査の結果、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合は、建築に関する許可条件を記載した回答書を交付します。

(3) 事前申請とスケジュール調整

回答書に記載の許可条件に基づき、建築物の設計を行ってください。また、建築審査会の開催予定日(月1回)にあわせて、スケジュールを確認してください。

概ね、建築審査会より2ヶ月前が事前審査の締切り、1ヶ月前が許可申請の締切りとなります。

7. 許可申請に必要な図書

① 事前審査に必要な図書

許可申請に必要な図書一式1部(下表参照)をご持参ください。ただし★マークの書類は許可申請の締切りまででも可とします。また、事前審査時のみ構造関係規定等への適合性の確認ができる図面等の提出が必要となります。

① 許可申請に必要な図書と部数

事前審査で図書が確定したら、下表を元に2部(正・副)準備してください。

許可申請の場合は、締切りまでに書類がそろわないと、建築審査会に附議できません。

特に★マークの書類は時間がかかりますのでご注意ください。

図書の種類	記載内容等
1. 許可申請書	・(第一面)～(第三面)
2. 許可申請理由書	・あて先:特定行政庁 中野区長 ・日付・住所・氏名(捺印必要)
3. 資格証明書	・建築士免許証の写し ・建築士事務所登録通知書の写し
4. 委任状	・代理人による申請を行う場合(捺印必要)
5. 公図	
6. 土地登記簿謄本 ★分筆・地目変更が必要なものは、申請までに済ませる。	・申請敷地分 (地番・所有者を「赤」でアンダーライン) ・道後退部分 (地番・所有者を「オレンジ」でアンダーライン)
7. 設計図書	
・案内図	・方位(真北表示)

・配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位(真北表示) ・道の位置・種別(私道、水路敷、区有通路等)・現況幅員・道の中心レベル ・(道の後退があれば)道の中心線と後退幅・範囲 ・(協定通路等であれば)道の日付と番号 ・申請地から基準法上の道路までの距離 ・用途地域がまたがる場合は用途地域境 ・建築物外壁(バルコニー・出窓を含む)から隣地境界線までの有効離隔距離 ・土地の高低(申請敷地と隣接敷地) ・建築物の入口の位置
・求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地求積図 ・建築物の床面積算定表
・各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部及び防火設備の位置
・立面図(4面)	<ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さ・軒高・階高
・断面図(2面以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請敷地の現況地盤及び平均地盤レベル ・隣接敷地の現況地盤レベル(断面的にわかるように) ・隣地境界線・道の境界線の位置 ・各種斜線検討式とその計算に必要な寸法 ・床高・天井高
・準耐火(又は耐火)リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部ごと、告示仕様か認定仕様かを明示
8. その他(必要に応じて提出するもの)	
・道図又は通路協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・接する道に左記がある場合
・上記の継承書★	<ul style="list-style-type: none"> ・土地建物の名義が当初から変更になっている場合(捺印必要)(必要部分は要相談)→資料編 P.○参照
・上記の関係権利者への働きかけ★	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾が得られていない土地は、権利関係者に対して働きかけを行い、承諾の押印を得ること ・現況の道の部分で地目が公衆用道路となっていない土地については、地目を公衆用道路とすることについて権利関係者へ働きかけを行い、地目を変更すること ・上記の2点について、結果を書面で報告する
・土地売買契約書又は借地契約書等	<ul style="list-style-type: none"> ・土地登記簿謄本の所有者と許可申請者が異なる場合

●本手引き、様式は、中野区ホームページ内でダウンロードすることができます。

中野区役所トップページ ⇒ ページ ID 検索 ⇒ 21676957



第四十三号様式（第十条の四関係）（A4）

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 中野区長 様

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】 } 表記法 中野区中野四丁目8番1号 (丁目は漢数字、その他はアラビア数字)
 【2.住居表示】 }

【3.防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4.その他の区域、地域、地区又は街区】

【5.道路】 注)道(通路・水路敷等)に接している場合は無記入→【15.備考】へ
 【イ.幅員】
 【ロ.敷地と接している部分の長さ】

【6.敷地面積】
 【イ.敷地面積】 (1)() () () () ()
 (2)() () () () () ()
 【ロ.用途地域等】 () () () () () ()
 【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 () () () () () ()
 【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
 () () () () () ()
 【ホ.敷地面積の合計】 (1)
 (2)
 【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
 【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
 【チ.備考】 注)基準5の場合→「路地状部分の1/2を除外した敷地面積〇〇㎡」を記入
注)準防火地域の準耐火建築物等の+10%建ぺい緩和は使えません。

【7.主要用途】 (区分)

【8.工事種別】
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9.建築面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)
 【イ.建築面積】 () () () () () ()
 【ロ.建蔽率】 %
注)基準5の場合→通常の建蔽率のほか
「路地状部分の1/2を除外した敷地面積による建蔽率〇〇%」を記入

【10.延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)
 【イ.建築物全体】 () () () () () ()
 【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
 () () () () () ()
 【ハ.エレベーターの昇降路の部分】
 () () () () () ()
 【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
 () () () () () ()
 【ホ.自動車車庫等の部分】 () () () () () ()
 【ヘ.備蓄倉庫の部分】 () () () () () ()
 【ト.蓄電池の設置部分】 () () () () () ()
 【チ.自家発電設備の設置部分】
 () () () () () ()
 【リ.貯水槽の設置部分】 () () () () () ()
 【ヌ.宅配ボックスの設置部分】
 () () () () () ()
 【ル.住宅の部分】 () () () () () ()
 【ヲ.老人ホーム等の部分】

() () ()
【ワ.延べ面積】 m²
【カ.容積率】 %

注) 基準5の場合→通常の容積率のほか
「路地状部分の1/2を除外した敷地面積による容積率〇〇%」を記入

【11.建築物の数】
【イ.申請に係る建築物の数】
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

【12.工事着手予定年月日】 年 月 日

【13.工事完了予定年月日】 年 月 日

【14.その他必要な事項】

【15.備考】 5欄が無記入の場合ここに記入
【道】幅員：〇.〇〇〇m（現況幅員〇.〇〇〇m～〇.〇〇〇m）
敷地と道が接している長さ：〇.〇〇〇m

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

特定行政庁 中野区長 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

要 押印

許可申請理由書

この度、申請敷地（中野区〇〇〇丁目〇番〇）において、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第二号の規定による許可申請をするものです。

申請敷地は、現況幅員〇.〇〇〇メートルから〇.〇〇〇メートルの道に〇.〇〇〇メートル接しており、この道は、道の〇側で法第42条第〇項道路に接続しています。

必要な場合
記入

許可申請をするにあたり、道の中心線から水平距離2メートル後退した位置を道の境界線とし、後退し道となる部分は、分筆登記を行い、地目を公衆用道路としました。

後退し道となる部分は、道路状に舗装整備を行い、建築物、敷地を造成するための擁壁又は工作物は、道内に、又は道に突き出して建築士、又は築造しません。

（・・・その他、「道」について記入する。・・・）

計画建築物は、地上〇階建て、高さ〇メートルの一戸建ての住宅（または、二戸までの長屋）としました。建築物の防火性能は、準耐火建築物（〇準耐）とし、開口部はすべて防火設備としました。

また、隣地境界線からの離隔距離を、有効〇センチメートル以上確保し、安全上、防火上及び衛生上の観点から十分配慮いたしました。

（・・・その他、許可申請において計画上配慮した事項等を記入する。・・・）

何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

作成にあたっての注意事項

- ・申請敷地の状況及び許可の要件に合わせて作成してください。
- ・申請敷地と道の状況について、具体的に記載してください。
(申請敷地が道に接している長さ、道が建築基準法上のどの道路に接続しているかなど)
- ・道の後退がある場合は、道の後退や後退する部分の整備について記載してください。
- ・道の後退部分を区に無償譲渡する場合は、その旨を記載してください。
- ・計画建築物について、具体的に記載してください。
- ・その他、計画上の配慮事項を具体的に記載してください。

委任状

【代理人】

【資格】 () 建築士 () 登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

上記の者を代理人と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請の手続き等の一切の権限を委任します。

【1. 地名地番】

【2. 主要用途】

【3. 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕

【4. 委任事項】 許可申請手続き (建築基準法第43条第2項第二号の許可)

許可通知書受取 (建築基準法第43条第2項第二号の許可)

取止・取下届提出

現場検査立会

その他 ()

年 月 日

【委任者】

【氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

印

氏名自書以外は要押印

特定行政庁 中野区長 様

建築基準法第43条第2項第二号の許可に係る「**通路協定書**」の承継について

私は、建築基準法第43条第2項第二号の許可に関して作成されている別添の「**通路協定書**」について、記載の内容について承諾の上、前所有者から承継いたしました。

令和 年 月 日

通路協定書の内容について承継する土地

承継者
住所

氏名

印

氏名自書、要押印

注) 道図の場合は、**通路協定書**を**道図**に書きかえて使用する。

建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る「道図」

「道」となる土地の地名地番 中野区〇〇1丁目35番9、35番10、35番11・・・35番16他
 (住居表示：〇〇1丁目7番)
 道の幅員 現況2.700メートル・延長 19.476メートル
 予定の幅員 4.000メートル

届出者	住所	氏名	印
-----	----	----	---

本「道図」は、道に接する敷地に係る建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請をするにあたり、道及び道に接する土地に関する関係権利者において作成するものであり、次の事項を遵守することを前提に承諾いたします。

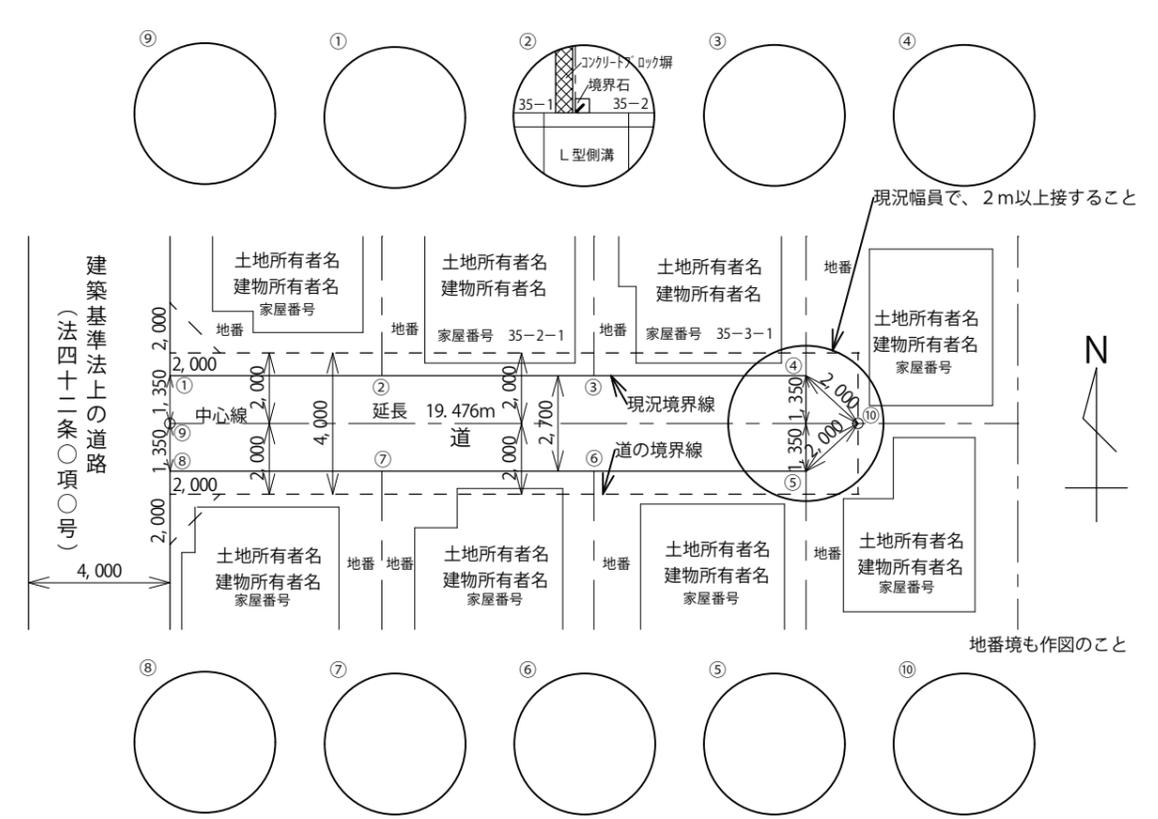
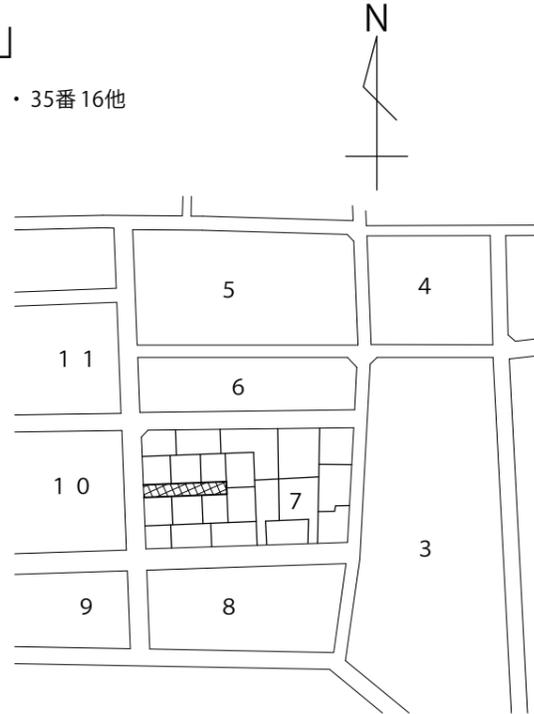
届出者 ○○○○ 殿 ○〇年〇月〇日

- 位置図とおり、水平距離2メートル後退した位置を道の境界とし、建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道内に、又は道に突き出して建築し、又は築造しません。
- 道の部分は、道に接する敷地が、避難及び通行の安全等の目的を達するために、今後とも道として維持管理します。
- 本「道図」を基本として、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の指定を受けられるよう努めていきます。
- 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請又は同法第6条若しくは第6条の2の規定に基づく確認申請をする場合、申請に係る道となる土地については、申請前に地目を公衆用道路とする分筆登記申請を行います。また、許可条件を遵守した建築計画とします。
- 道及び道に接する土地に関する関係権利者の変更があった場合、本道図に記載の内容を承継いたします。
- 本来、次に掲げた事項も充足すべきことは、承知しています。今後、合意に至っていませんので、関係権利者の合意に向けて努力してまいります。なお、合意に至らなかった事項に進展がない場合、許可を取得できない可能性があることも承知しています。

- (1) ○○○○
 (2) ○○○○
 (3) ○○○○

承諾欄

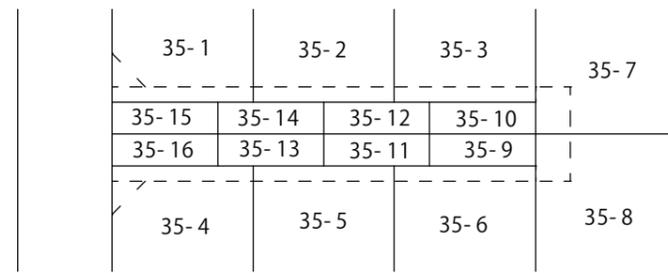
権利別	住所	氏名	印
土地・建物所有者 35-1、35-12	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
土地所有者 35-2、35-10	渋谷区〇〇3-18-5	所有者自筆	印
土地所有者 35-3	千葉市〇〇1-58-2	所有者自筆	印
建物所有者 35-2-1	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
建物所有者 35-3-1	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
土地・建物所有者 35-4、35-11	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
土地・建物所有者 35-5、35-9	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
土地・建物所有者 35-6	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
土地・建物所有者 35-7、35-15、35-14	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
土地・建物所有者 35-8、35-16、35-13	中野区〇〇1-7-6	所有者自筆	印
図面作成者住所・氏名			職印



位置図 S=1:200

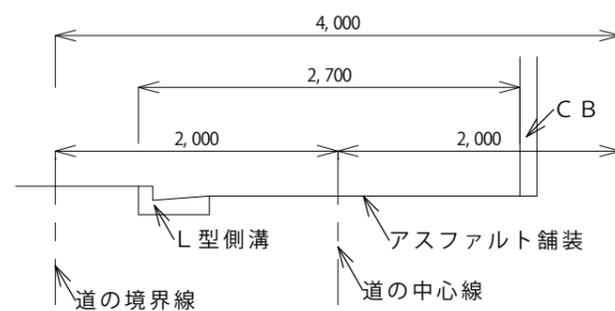
凡例

- 道境界線 (現況)
- - - - 道境界線 (水平距離2m後退した線)
- ┆┆┆┆ 地番境
- ▭ L型側溝
- ▭ コンクリートブロック塀
- ▭ 敷地境界線
-



上記公図は〇年〇月〇日・・・謄写したものです。

公図の写し S=1:300



断面図 S=1:50

作成上の注意事項 (実際の道図には記載は不要)

- 承諾欄の「権利者」欄は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。
- 図面中に地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 届出の道路、道の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位まで)とすること。
- 付近見取図と位置図の方位は、一致させること。
- 道図は、別紙の届出書により提出することとなりますが、道及び道に面する土地に関する権利者の承諾に係る全権利者の印鑑証明(発行から3か月以内のもの)及び登記記載事項証明書(原本)を合わせて提出してください。
- 隣地境界線または測量の基点から届出の道までの距離を記入すること。
- 承諾印を押印する前に、特定行政庁の事前審査を受けてください。
- 一括基準の【基準3】を適用し、「一括審査」を行うための図面です。
- 左上の6を記入する場合は、「一括基準」に適合していないことになります。